申請者を行う役員（法人を含む。）の欠格事項の業務	備考
(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと	
(2)法第75条の2第1項の規定により登録を取り消されたこと	
(3)禁錮以上の刑に処せられたこと	
(4)薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反したこと	
(5)後見開始の審判を受けていること	

上記により、高度管理医療機器等の販売業の貸与業の許可の更新を申請します。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　㊞

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙は、日本工業規格Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　兼営事業の種類欄には、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。

5　変更内容欄には、第174条第1項各号に掲げる事項のうち、この更新申請書を提出する時までに変更のあつた事項について、記載すること。

6　申請者の欠格事項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(5)欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第百三第三面中「又は店舗販売業」を「、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。